序章　計画の基本的事項

1　計画策定の趣旨

(1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第４条第１項に規定される「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことをいいます。

都市における緑（ここでの「緑」は、樹木、草花などの植物のほか、それらを含む公園・広場、農地、樹林地、河川・湖沼などの土地、空間を含む幅広い概念です。）は、人と自然が共生する都市環境の確保、余暇・レクリエーション空間の確保、災害の防止、美しい景観の形成など、多様な機能を有しています。

緑の基本計画は、緑豊かで快適な都市づくりを進めるため、緑地の確保、都市の緑化、都市公園等の面積などの目標量を定めるとともに、その実現に向けた緑地の保全、都市公園等の整備、緑化の推進に関する事項などを定めるもので、緑に係る諸施策を総合的、計画的に推進するための指針を明らかにすることを目的とするものです。（緑地の分類は３頁参照）

(2) 計画策定の目的

本市は、平成13(2001)年８月に「廿日市市緑の基本計画」を定め、その後、平成の大合併、総合計画の改定などを受けて、平成22(2010)年５月に全市を対象とした計画に改定しました。

今回、総合計画、都市計画マスタープランの改定を受けて、廿日市市緑の基本計画を策定することとしました。

2　計画の役割と位置づけ

(1) 計画の役割

廿日市市緑の基本計画（以下「本計画」といいます。）は、本市における都市公園等の整備、緑地の保全、市街地の緑化など、緑地の保全及び緑化の推進に係る諸施策を総合的、計画的に推進するための指針となるものです。

また、本計画は、市民、事業者、行政が協力して緑地の保全及び緑化の推進に係る取組を進めていくための指針となるとともに、国・県等の関係機関に対し、本市の緑に係る施策の方針について理解・協力を求める際の根拠となるものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「第６次廿日市市総合計画」に即し、「廿日市市都市計画マスタープラン」に適合する内容として定めます。

また、本計画は、本市及び関係機関の関連計画との整合を図りながら定めます。

■廿日市市緑の基本計画の位置づけ

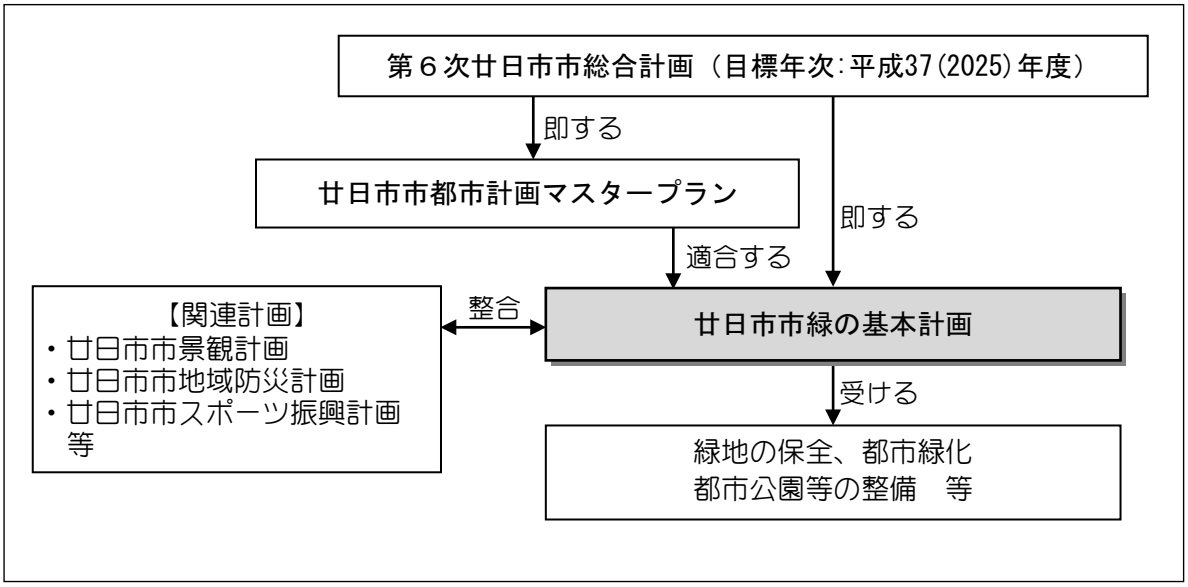

3　計画の対象区域と目標年次

(1) 計画の対象区域

計画の対象区域は、都市としての一体的な土地利用の推進と都市機能の配置、地域資源の活用、都市計画の適切な運用等を考慮し、全市域とします。

(2) 計画の目標年次

本計画は、平成27(2015)年度を基準年次とし、将来の都市の姿を展望しつつ、第６次廿日市市総合計画と同様の平成37(2025)年度を目標年次として策定します。

なお、上位計画の改定が行われた場合は、それを受けて必要な見直しを行います。

○基準年次：平成27(2015)年度

○目標年次：平成37(2025)年度

（注）
基準年次は、人口など計画指標の基準となる年次で、直近の国勢調査年としています。
目標年次は、上位計画である「第６次廿日市市総合計画」と整合を図りました。

■緑の基本計画で扱う緑地の分類

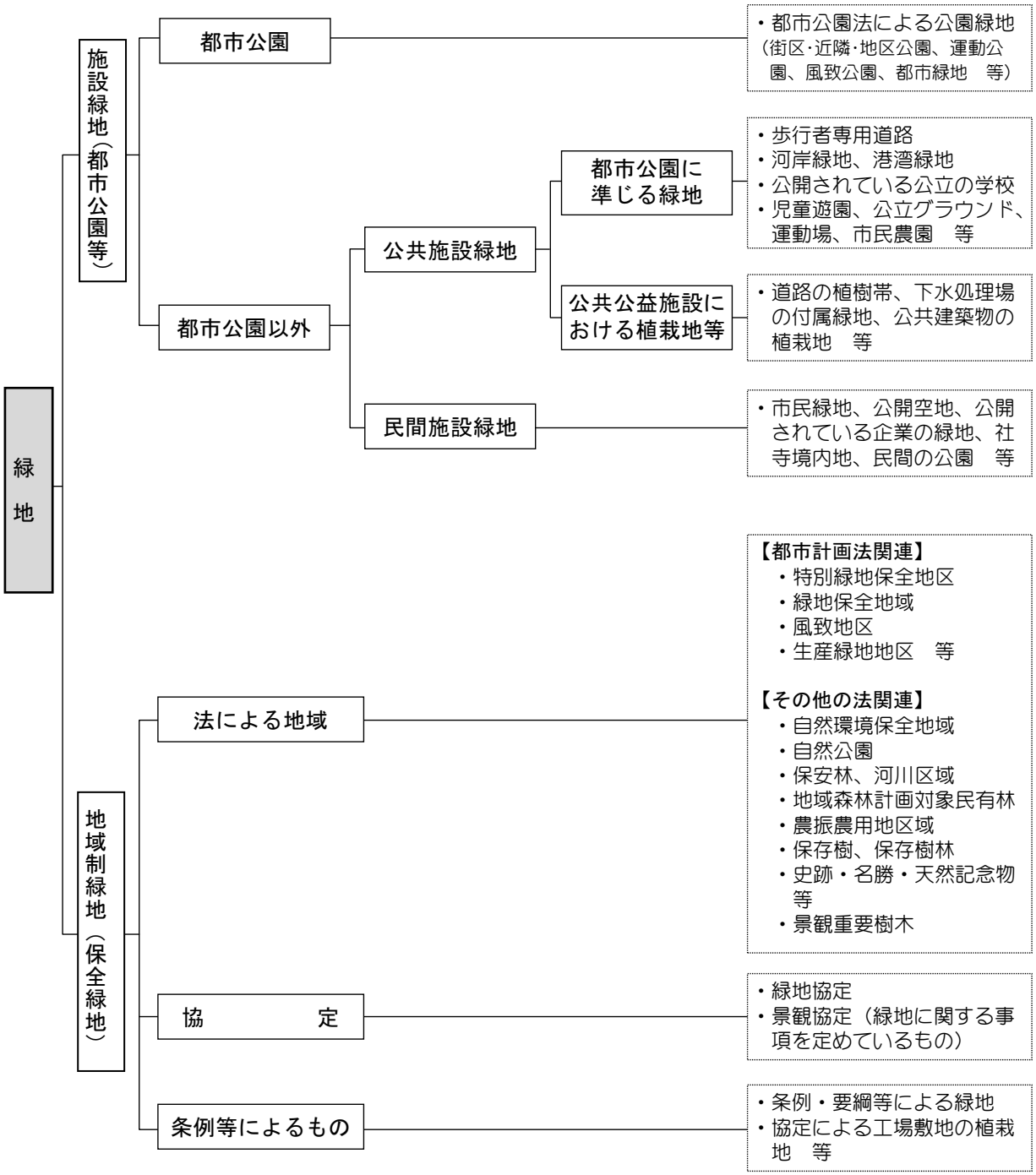

注：「新編　緑の基本計画ハンドブック」を参考に作成

4　計画の構成

本計画の構成は、次のとおりです。

■計画の構成

計画の項目	計画の内容
計画の目標と方針	○上位計画を踏まえて「緑のまちづくり」に関する目標を定めます。 ○緑地、都市公園等の確保すべき目標水準と施策の方針を定めます。
緑地の配置計画	○緑地が有する各種機能を確保するための、都市全体の保全緑地や都市公園等の配置の方針を定めます。
緑化重点地区の計画	○市街地において重点的な緑化を進める地区を設定し、緑の骨格形成又は面的な緑化の充実に向けた取組方針を定めます。
緑地の保全及び緑化の推進のための施策の方針	○上の二つの計画を踏まえ、本計画の目標実現に向けて、都市公園等の施設緑地の整備、地域制緑地の指定・保全、都市緑化の推進に係る施策を定めます。
計画の推進方策	○本計画を具体化するための市民と行政との協働、関連制度の活用、推進体制等について定めます。

5　計画改定の視点

廿日市市都市計画マスタープランにおいて掲げている同計画改定の視点を踏まえ、次のような視点で本計画を改定します。

■計画改定の視点

●地域特性の活用、継承

地域資源を継承しつつ有効に活用する視点から、世界遺産を擁する「宮島」をはじめとする歴史的・文化的資源、良好な田園環境、自然環境などの地域特性を活かした個性的なまちづくりを進めます。

●環境・景観形成への配慮

地球環境問題への対応、都市環境の保全などを進めるため、人と自然環境との共生に向けた緑地の保全・形成を図ります。

また、世界遺産を擁する「宮島」や西中国山地などの豊かな自然環境の保全、市街地内の緑の保全・創出などにより、良好な景観の形成を図ります。

●多様な余暇・レクリエーション活動への対応

少子高齢化の進行などに伴い多様化する余暇・レクリエーション活動に対応し、自然とのふれ合いの場、身近な余暇活動やスポーツ・レクリエーションの場などの確保を図ります。

●安全・安心の確保

自然災害の防止に配慮した緑地の保全、市街地における避難空間の確保、高齢者、障害者等の利用のしやすさや防犯に配慮した公園・広場の整備など、安全・安心の確保に配慮したまちづくりを進めます。

●市民、事業者、行政の協働

市民、事業者、行政の協働による緑豊かなまちづくりを進めるため、それぞれの担うべき役割と取組の方向を明らかにします。

●都市マネジメントの視点

持続可能な都市づくりに向けて、既存ストックの有効活用や整理・合理化、民間主体の実力・知見の活用、柔軟な手法の導入など、新たな時代に対応した都市マネジメントの視点を重視した取組を進めます。